

# 施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について

- 試行内容

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じることが想定されるため、「施工箇所が複数ある工事については、工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする。」こととする。

- 適用 平成 30 年 4 月 10 日以降起工何いの工事から適用

- 条件明示 入札公告、入札説明書及び特記仕様書に本試行の対象工事であることを記載

- 対象工事

施工箇所が複数あり、施工箇所の点在範囲が 1 km 程度を超え、工事の施工形態を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に、積算額と実際に要する費用に乖離が生じるおそれがあるものと発注者が判断するものを対象。

- 積算方法

